

資料6 「犬及びねこの引取り並びに負傷動物等の収容に関する措置要領の改定素案」の新旧対照表（諮問15関係）

（次のとおり改定することとし、改正法の施行と一体的に施行）

現行条文	改正案
<p>動物の<u>保護</u>及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第7条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第8条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第1 犬及びねこの引取り</p> <p>1 都道府県知事又は政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所を指定するに当たっては、住民の便宜を考慮するように努めること。</p> <p>2 都道府県知事等は、<u>法第7条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。</u></p> <p>3 都道府県知事等は、<u>法第7条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、<u>引き取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、性別、推定年月齢、標識等）を所要の原簿に記入すること。</u>この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入し</u></p>	<p>動物の<u>愛護</u>及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第35条第1項及び第2項の規定による犬又はねこの引取り並びに法第36条第2項の規定による疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物の収容に関する措置は、次によるものとする。</p> <p>第1 犬及びねこの引取り</p> <p>1 都道府県知事及び指定都市の長、地方自治法第25条の2第1項の中核市の長その他政令で定める市の長（以下「都道府県知事等」という。）は、犬又はねこを引き取るべき場所、<u>日時及び費用の指定に当たっては、住民の便宜を考慮するように努めるとともに、<u>犬及びねこの引取り措置は、終生飼養及びみだりな繁殖防止等の飼主責任の徹底につれて減少していくべき緊急避難的措置として位置付けられたものであることについても配慮すること。</u>また、<u>引取りの場所、日時及び費用については、住民に周知徹底すること。</u></u></p> <p>2 所有者から引取りを求められたときは、<u>終生飼養及びみだりな繁殖防止等の飼主責任の徹底を図る観点から、その事由、頻度及び頭数に応じて、飼養の継続及び生殖を不能にする不妊又は去勢その他の措置に関する必要な助言を行うこと。</u></p> <p>3 都道府県知事等は、<u>法第35条第2項の規定による引き取りを求められた犬又はねこが明らかに遺失物法（明治32年法律第87号）第12条に規定する逸走の家畜に当たると認められる場合には、拾得場所を管轄する警察署長に差し出すように当該犬又はねこの引取りを求めた者に教示すること。</u></p> <p>4 都道府県知事等は、<u>法第35条第1項又は第2項により引き取った犬又はねこについて、引取り又は拾得の日時及び場所、<u>引取り事由並びに特徴（種類、大きさ、毛色、毛の長短、性別、推定年月齢、装着している首輪等の識別器具の種類及びそれに付されている情報等）を所要の原簿に記入すること。</u>この場合において、所有者が判明していないときは、都道府県知事</u></p>

た事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

第2 負傷動物の收容

- 1 都道府県知事等は、法第8条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を迅速に收容するように努めること。
- 2 都道府県知事等は、疾病にかかり、又は負傷した犬、ねこ等の動物を收容した場合には、第1の2及び3に準ずる措置をとること。

第3 保管

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した犬、ねこ等の動物を收容したときは、適当と認められる施設(以下「施設」という。)に保管すること。
- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物(以下「保管動物」という。)について、標識番号の明らかなものは登録団体へ照会する等当該保管動物の所有者の発見又は飼養することを希望する者の発見に努めること。

等は、拾得場所を管轄する市町村の長に対し、当該原簿に記入した事項を通知し、狂犬病予防法(昭和25年法律第247号)第6条第8項の規定に準ずる措置をとるよう協力を求めること。

- 5 都道府県知事等は、法第35条第2項の規定により引き取った犬又はねこについて、マイクロチップ等の識別器具の装着状況について確認すること。ただし、当該識別器具の装着ができないと考えられる幼齢な犬又はねこについては、この限りではない。

第2 負傷動物等の收容

- 1 法第36条第2項に規定する動物の種類は、犬及びねこの他、法第27条に規定する愛護動物のうち都道府県知事等が指定する種類の動物とすること。
なお、この都道府県知事等が指定する種類の動物については、施設の収容力、構造及び人員の配置状況並びに当該地域における疾病にかかり、又は負傷した動物の発生状況等を踏まえて、必要に応じて選定すること。
- 2 都道府県知事等は、1に規定する種類の動物について法第36条第2項の規定による通報があったときは、公共の場所を管理する者等関係者の協力を得て、当該動物を迅速に收容するように努めること。
- 3 收容した負傷動物については、治療を行う等により、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。
- 4 都道府県知事等は、疾病にかかり、若しくは負傷し、又は死亡した動物を收容した場合には、第1の3、4及び5に準ずる措置をとること。

第3 保管

- 1 都道府県知事等は、犬若しくはねこを引き取り、又は疾病にかかり、若しくは負傷した動物を收容したときは、その健康及び安全の保持等を図る観点から、適正な構造等の施設(以下「施設」という。)及び方法によって飼養及び保管すること。
- 2 都道府県知事等は、施設に保管する犬、ねこ等の動物(以下「保管動物」という。)のうち、所有者がいると認められる保管動物については公報、インターネット等による情報の提供を行う等により、また、標識番号等が明らかな保管動物については登録団体等へ照会する等により、当該保管動物の所有者の発見に努

3 保管動物は、適正に飼養及び保管し、できるだけ生存の機会を与えるように努めること。ただし、治療を加えても生存することができず、又は治療することがかえって苦痛を与える結果になる場合等死期を早めることが適当であると獣医師又は都道府県知事等が判断した場合は、この限りでない。

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより処理すること。

めること。

3 所有者がいないと認められる保管動物、所有者から引取りを求められた保管動物及び所有者の発見ができない保管動物については、家庭動物又は展示動物としての適性評価を実施し、適性があると認められる性状のものについては、飼養することを希望する者の発見に努める等により、できるだけ生存の機会を与えるようにすること。

4 飼養することを希望する者の発見は、近隣の都道府県知事等との連携を図りつつ、できる限り広域的に行うように努めること。この際、保管動物に関する情報の提供については、インターネット等を活用する等により広域的かつ迅速に行われるようにすること。

5 保管動物の譲渡に当たっては、飼養することを希望する者に対して事前に飼養及び保管方法等に関する講習等を行うとともに、マイクロチップの装着及び不妊又は去勢措置が確保されるようにするための措置を講じること。

6 施設における保管の期間は、できる限り保管動物の所有者、飼養することを希望する者等の便宜を考慮して定めること。

7 保管動物を飼養することを希望する者の発見及び譲渡後の飼養及び保管状況を確認するための調査等の業務については、必要に応じて動物愛護推進員、動物の愛護を目的とする団体等との連携を図りつつ行うように努めること。

第4 処分

保管動物の処分は、所有者への返還、飼養することを希望する者又は動物を教育、試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者への譲渡及び殺処分とする。

第5 死体の処理

動物の死体は、専用の処理施設を設けている場合には、当該施設により、専用の処理施設が設けられていない場合には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の定めるところにより処理すること。

<p>ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p> <p>第6 報告</p> <p>都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、<u>内閣総理大臣</u>に報告すること。</p>	<p>ただし、化製その他経済的利用に供しようとする者へ払い下げる場合は、この限りでない。</p> <p>第6 報告</p> <p>都道府県知事等は、犬若しくはねこの引取り又は負傷動物の収容及び処分の状況を、別に示すところにより、<u>自然環境局長</u>に報告すること。</p>
---	---

1 犬及びねこの引取り

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
犬	引 取 り 数	成熟個体	()	()	()	()	
		幼齢な個体					
	処分数	返 還 数					
		譲渡数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							
ね こ	引 取 り 数	成熟個体					
		幼齢な個体					
	処分数	返 還 数					
		譲渡数	一 般				
			そ の 他				
殺 処 分 数							

2 負傷動物の収容

区 分		第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期	計	備 考
負 傷 動 物	犬	収 容 数					
		返 還 数					
ね こ		収 容 数					
		返 還 数					
そ の 他		収容数					
		収容数					
		収容数					
		収容数					

記入上の注意事項

- (1) 本状況報告書は、毎年度末に提出すること。
- (2) 引取り数の欄の犬については、抑留犬を含めた数を記入すること（括弧内には狂犬病予防法に基づく抑留犬の数を記入すること）。
- (3) 引取り数の欄における幼齢な個体は、離乳していない個体を記入すること。
- (4) 返還数の欄には、捕獲もしくは引取りを行った後、所有者が発見され、所有者に返還した場合に数を記入すること。
- (5) 譲渡数一般の欄には、引取りを行った後、新たな飼養希望者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (6) 譲渡数その他の欄には、引取りを行った後、動物を教育・試験研究若しくは生物学的製剤の製造の用その他の科学上の利用に供する者へ譲渡した場合の数を記入すること。
- (7) 返還数の欄には、負傷動物を収容した後、所有者が学明したことによって返還した場合の数を記入すること。
- (8) 負傷動物のその他の欄には、収容した動物の種類及びその数を記入すること。